

近世オスマン帝国下のヴェネツィア領事網（特集 中近世の東地中海世界における諸民族の混交）

著者	堀井 優
雑誌名	ヨーロッパ文化史研究
号	20
ページ	29-33
発行年	2019-03-30
URL	http://id.nii.ac.jp/1204/00024001/

特集 中近世の東地中海世界における諸民族の混交

近世オスマン帝国下のヴェネツィア領事網

堀 井 優

- I. オスマン・ヴェネツィア関係の空間構造
 - II. パイロと領事網
 - III. エジプトの事例
- むすび

I. オスマン・ヴェネツィア関係の空間構造

東地中海(レヴァント)に見られたイスラーム圏とヨーロッパ=キリスト教世界との「混交」もしくは「融合」の事例として、近世初頭の16世紀に形成された、オスマン帝国(1299-1922)とヴェネツィア共和国との間の結合的な関係を示すことにしたい。このような関係が形成された最大の要因は、オスマン帝国の発展期における勢力拡大にあった。13世紀末にアナトリア西北部に出現したムスリム王朝であるオスマン国家は、14・15世紀にアナトリア、バルカン、黒海沿岸部を支配下におき、1516・17年には中世東アラブ地域の大国だったマムルーク朝(1250-1517)が支配していたシリア、エジプト、ヒジャーズを併合し、16世紀中葉までにイラク、イエメン、ハンガリー、アルジェリアにまで領域を拡張し、地中海、紅海、ペルシア湾における海上権力をも強化した。このような拡大過程はとりわけヨーロッパ=キリスト教世界に対する攻勢とアラブ地域の大半の包摂によって特徴づけられ、それゆえオスマン帝国は東地中海からその周辺諸地域にわたる広大な範囲を支配下におくことになった。オスマン帝国の西方に対する優位は16世紀中葉以降は徐々に弱まるが、1573年のキプロス島および1669年のクレタ島のオスマン領化に見られるように、その拡大傾向は17世紀まで継続した。またオスマン帝国は、18世紀までの近世をつうじて、その広域的統合と対外的自立性を、周辺の一部を除き、基本的に維持していた。

オスマン帝国がこの拡大過程をつうじて16世紀中葉までに西方のキリスト教世界との間で形成した空間構成は、少なくとも二つの特徴を有していたと考えられる。第一にオスマン優位下での多重性である。すなわちオスマン帝国は、バルカン半島の征服地を支配し、バルカン征服の過程で服属したキリスト教徒の属国(ドゥブロヴニク、ワラキア、モルダ

ヴィア、トランシルヴァニア)を保護かつ管理し、近接する諸国家(ヴェネツィア、ポーランド、神聖ローマ帝国)および遠方の諸国家(フランス、スペイン、イギリス等)と外交、貿易、戦争を行っていた。第二にオスマン帝国領とヨーロッパ商業圏の重複である。中世後期にイタリア諸都市国家を中心とするヨーロッパ諸国の商人が進出し、ヴェネツィアやジェノヴァ等の「ネイション」ごとに居留集団が組織されたコンスタンティノープル(イスタンブル)、ダマスカス、アレクサンドリア等のレヴァント諸都市は、16世紀初頭までに一元的なオスマン支配下に入った。

このオスマン帝国からヨーロッパ=キリスト教世界にわたる広大な空間のなかで、ヴェネツィア共和国は独特の立場にあった。ヴェネツィアは、一方では13-15世紀に東方のダルマチア、アルバニア、モレア、エーゲ海諸島、クレタ島、キプロス島に築いた属領や拠点のかなりの部分を、15世紀後半から17世紀中葉にかけてのオスマン帝国との数度の戦争をつうじて喪失していった。しかし他方では中世以来のレヴァント貿易の伝統をもち、オスマン支配下に入ったレヴァント諸都市でヴェネツィア商人集団を維持した。それゆえヴェネツィアは、ヨーロッパの一部をなす自立的な政治体でありながら、伝統的に東方と深く関わり、オスマン帝国と和戦両様かつ密接不可分の関係にあった。ヴェネツィアの東方行政の仕組みは、中世から近世にかけて基本的に継続した。ヴェネツィアは、1453年にオスマン帝国がコンスタンティノープルを征服した翌年から、この都市の領事職にあたるバイロの駐在を再開し、1516・17年のマムルーク朝領併合後もダマスカスおよびアレクサンドリアに領事(console)を駐在させ続けた。ただしシリアにおける領事の駐在地は、1545年にトリポリ、1548年にアレッポに移り、またエジプトにおける領事の駐在地は1553年にカイロに移った。これら三つの役職は、従来どおり本国の共和制の基盤をなす大議会で選出されて、派遣された。そして現地では、本国の対外政策を担う元老院からの命令を受け、また現地の居留集団を管理する十二人会の決議によりながら、集団の行政と裁判を行い、現地政権と交渉した。

II. バイロと領事網

16世紀ヴェネツィアの東方行政における主要な変化の一つは、本国政府による一元的な貿易管理の影響を受けるようになったことである。1507年に元老院が創設した商業五人委員は、領域内外の商業全般に、その管理の権限を広げていった。例えば1499年に元老院が設置したダマスカスおよびアレクサンドリアの居留地基金監督官職は、1517年に

商業五人委員の管轄下に入り、それ以後は商業五人委員とこの二つの居留地基金監督官が元老院のシリアおよびエジプト政策に一定の影響力を有するようになった。また1586年に元老院は、商業五人委員が、全ての領事職の候補者の適性に関する情報を収集すべきこと、また全ての被任命者について承知しておくべきことを決定した。

いま一つの主要な変化は、イスタンブル駐在バイロの中心的機能が高まったことである。オスマン帝国におけるバイロの立場は、オスマン君主が友好・貿易関係を秩序づけるためにヴェネツィアに与えたアフドナーメ（条約の書）のなかで端的に規定されていた。アフドナーメにおけるバイロ関連規定は、16世紀中葉までにほぼ出そろい、それらの規定をつうじてバイロは、オスマン権力から支援と保護を与えられつつ自立的に自らの集団を管理するとされていた。イスタンブル以外の諸都市に駐在する領事の権限や権利についてアフドナーメにとくに規定はなく、おそらくバイロ関連の規定を適用されていたと思われる。「領事」の用語が初めて現れた1595年のアフドナーメのなかの当該条項は、諸商港におけるヴェネツィア人への不当な取扱を是正するためにオスマン君主が「古来の法」にもとづいて発する勅令を、バイロおよび領事が保持すべきことを規定した。それゆえバイロ・領事は、オスマン行政と関連しながらヴェネツィア人の権利を維持していたと思われる。

とりわけオスマン行政の中心地イスタンブルに駐在するバイロは、各地のヴェネツィア領事を管理もしくは支援すべき立場にあった。1586年の時点でバイロが管理していたのは、イスタンブルに比較的近いイズミル、ゲリボル、シリヴリ、バンドゥルマ、ロードスに駐在する領事であり、これらのうちロードスを除く領事はバイロが直接任命していた。またバイロは、より遠方の領事の職務を支援するため、イスタンブルでオスマン権力と交渉する役割を担っていた。1588年にはキプロス、ボスニア、アルジェの領事職が新設され、バイロは、これら3名の領事が他の領事と同様に取り扱われるよう、オスマン政府の命令を得ることとされた。またバイロ就任者に与えられた訓令を見ると、1541年以降バイロは、シリア・エジプトを含むオスマン領内のヴェネツィア人の利害のために、各地の領事を支援することが期待されていた。

III. エジプトの事例

ヴェネツィア人がエジプトで直面した問題を、イスタンブルのオスマン宮廷との交渉をつうじて解決を試みた事例は、1520年代から見られる。1525年からアレクサンドリアの関税徴収の請負人となったユダヤ教徒の両替商が、エジプト総督の支援を背景に、高関税

を課すなどヴェネツィア商業を圧迫するようになった。これに対抗するヴェネツィア人は、1528年にイスタンブルでの大宰相との交渉を試み、この両替商の罷免を命じる勅令を発してもらうことに成功した。とはいえヴェネツィア人のユダヤ教徒との軋轢とイスタンブルにおける交渉の事例は、以後も繰り返されることになる。

ヴェネツィア人がエジプト問題と関連してオスマン権力と交渉するさいには、アフドナーメで規定された居留と活動の条件を自らの主張の根拠とする場合が多かった。例えば1550年代に領事を務めたダニエレ＝バルバリーゴおよびロレンツォ＝ティエポロが帰任後に公表した報告書から、アフドナーメ規定に関連する諸問題、すなわちヴェネツィア人に対する海賊行為、キリスト教徒のムスリムに対する海賊行為、ヴェネツィア人集団に属する個人の債務に関する問題が発生していたことが分かる。ヴェネツィア人に対する海賊行為があれば、損害を回復するための対策を講じてもらうべきであり、またキリスト教徒のムスリムに対する海賊行為があっても、ヴェネツィア人の責任が問われてはならず、またヴェネツィア人集団に属する個人の債務のために、他のヴェネツィア人の責任が問われてはならないというのがアフドナーメの規定だった。これらの問題について、エジプトでは領事と州総督との間で交渉がおこなわれ、問題が解決されない場合は、バイロがオスマン宮廷と交渉していた。

また例えばイスタンブルのバイロ館で作成されたオスマン文書の控え集に含まれる、ヒジュラ暦998年ムハラム月中旬（西暦1589年11月下旬）付の勅令は、ヴェネツィア商人が居留する全ての土地のサンジャク＝ベイ（県知事）とカーディー（イスラーム法官）にあてられたものであり、バイロが1540年のアフドナーメにおける「[[悪しき]革新]」の排除を規定した条項をもとにおこなった請願を受け、ヴェネツィア人が持ち込む商品に公定価格が新たに設定され、彼らが購入する商品が新たに禁制品に指定され、さらに市場監督官その他の役人が不当に高い金銭を徴収しているという悪しき状況を是正し、「古来の慣習と法」を尊重すべきことを命じている。これと同様の内容は、カイロのヴェネツィア領事館で保管されていた文書にも見いだされる。ヒジュラ暦1007年ラビー＝アッサーニー月27日（西暦1598年11月27日）付の勅令は、エジプト総督および財務長官にあてられたものであり、バイロの請願に応じて、ヴェネツィア人が自らの商品に公定価格を設定されないこと、また市場監督官に干渉されないことを命じている。

むすび

以上を要約すれば、東地中海におけるオスマン帝国の勢力拡大に伴ってヴェネツィアの東方行政が再編され、イスタンブル駐在バイロを中心とするヴェネツィア領事網とオスマン行政機構との連携をつうじて、オスマン領内のヴェネツィア人が一定の保護を受けるための一元的な仕組みが形成されたと考えられる。このようなオスマン帝国とヴェネツィアとの行政上の広域的結合は、近世の東地中海を特徴づけていたと思われる。

史料と研究（本稿で直接依拠したもの）

Archivio di Stato di Venezia :

— Bailo a Costantinopoli, Carte turche, busta 250, reg. 330.

— Documenti turchi.

— Senato, Deliberazioni :

— Costantinopoli, reg. 3.

— Mar, reg. 49.

— Secreti, regg. 52, 61.

— Terra, reg. 56.

Franciscan Centre of Christian Oriental Studies (al-Muski, Cairo), “Firmani, Hogget e vari documenti in arabo”.

Pedani, Maria Pia, “Reports of Venetian Consuls in Alexandria (1554-1664),” in Michel Tuchscherer and Maria Pia Pedani, *Alexandrie ottomane*, vol. I, Cairo, 2011, pp. 43-171.

堀井 優「オスマン帝国とヨーロッパ商人—エジプトのヴェネツィア人居留民社会—」深沢克己編『国際商業』（近代ヨーロッパの探究9）ミネルヴァ書房，2002年，233-259頁。

———「近世初頭の東地中海—オスマン帝国とエジプト海港社会—」『史学研究』第260号（2008年6月），38-54頁。

———「条約体制と交渉行動—近世初頭のオスマン権力とエジプトのヴェネツィア人領事—」林康史編『ネゴシエーション—交渉の法文化—』（法文化（歴史・比較・情報）叢書6）国際書院，2009年，157-176頁。

———「16世紀オスマン帝国の条約体制の規範構造—ドゥプロヴニク，ヴェネツィア，フランスの場合—」『東洋文化』第91号（2011年3月），7-24頁。

———「ヴェネツィア人領事が見たエジプトとその周辺—16世紀の商業と行政をめぐる—」鈴木董編『オスマン帝国史の諸相』東京大学東洋文化研究所，2012年，40-60頁。

———「16世紀後半・17世紀前半オスマン帝国—ヴェネツィア間条約規範の構造」川分圭子・玉木俊明編『商業と異文化の接触—中世後期から近代におけるヨーロッパ国際商業の生成と展開—』吉田書店，2017年，689-717頁。